告示

○金融庁告示第二十二号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年五月一日から適用する。

平成二十八年四月二十八日

金融庁長官　森　信親

第一条第十七号を次のように改める。

十七　ソシエテ・ジェネラル証券株式会社

第一条中第三十一号を削り、第三十二号を第三十一号とし、第三十三号から第百三十四号までを一号ずつ繰り上げる。

○総務省告示第百九十六号

行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十二条第二項第二号の規定に基づき、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第四項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定したので、告示する。

平成二十八年四月二十八日

総務大臣　山本　早苗

事務所	所在地
総務省	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館 東京都新宿区若松町一九番一号

○総務省告示第百九十七号

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第三条第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する国の負担又は補助の割合の特例を適用する公害防止対策事業として、次に掲げる事業を平成二十八年三月三十一日付けで指定したので、告示する。

平成二十八年四月二十八日

総務大臣　山本　早苗

事業名	事業主体	事業期間
有明海覆土等事業	福岡県	平成二十七年度から平成二十九年度まで
有明海覆土等事業	熊本県	平成二十七年度から平成三十一年度まで
八代海覆土等事業	熊本県	平成二十七年度から平成二十八年度まで

○行政不服審査会告示第一号

行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第二十三条において読み替えて準用する第十二条第二項第二号の規定に基づき、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第七十八条第四項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定したので、告示する。

平成二十八年四月二十八日

行政不服審査会会長　市村　陽典

事務所	所在地
行政不服審査会	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館

○総務省告示第百九十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月二十八日

総務大臣　山本　早苗

一　名称　平成二十八年度豪州における射撃訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十八年四月三十日から平成二十八年五月二十四日まで

三　派遣人数（概数）　三十人程度

四　派遣地域　オーストラリア連邦ビクトリア州

○外務省告示第百四十六号

伊勢志摩サミット関連行事の北九州市開催に際し、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年四月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

リーガロイヤルホテル小倉

期間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の敷地	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域
平成二十八年五月一日から平成二十八年五月二日まで	福岡県北九州市小倉北区	浅野二丁目十四番二号	福岡県北九州市小倉北区	浅野二丁目十四番（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二　一に掲げる点

一　北緯三十三度五十三分三十一秒、東経百三十度五十三分二十四秒の点

二　北緯三十三度五十三分十五秒、東経百三十度五十三分二十秒の点

三　北緯三十三度五十三分〇八秒、東経百三十度五十三分十九秒の点

四　北緯三十三度五十三分〇三秒、東経百三十度五十三分十八秒の点

五　北緯三十三度五十三分〇三秒、東経百三十度五十三分十七秒の点

六　北緯三十三度五十三分十八秒、東経百三十度五十三分十六秒の点

○財務省告示第百三十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十八年三月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。第二号において同じ。）及び同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。第二号において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年四月二十八日

財務大臣　麻生　太郎